

訓練の目的

島根県原子力防災訓練は、

- ①原子力緊急時の防災関係機関相互の連携による防災対策の確立
- ②防災業務関係者の防災技術の習熟
- ③地域住民のみなさんに参加していただくことにより、原子力防災及び原子力安全に対する理解の向上を図ることを目的に実施します。

主な訓練内容

初動対応訓練、オフサイトセンター設置運営訓練、災害対策本部設置運営訓練

島根県、松江市などの防災関係機関の初動対応から、原子力防災センター（オフサイトセンター）の立ち上げ運営、災害対策本部の設置・運営などの訓練を事故の進展に合わせて行います。

緊急時モニタリング訓練

初動対応から緊急事態解除までの緊急時の放射線測定訓練を行います。可搬型モニタリングポスト（持ち運び可能で、自動で放射線を測定する機器）やモニタリングカーによる、環境放射線の測定訓練を行います。また、野草などを採取して、放射能の量を測定する訓練を行います。

緊急被ばく医療活動訓練

広域避難所で避難住民へのスクリーニング（＝放射能汚染の有無を測定すること）訓練を行います。また、模擬汚染者への除染（＝汚染を取り除くこと）作業の実演を行います。

自衛隊ヘリ等による救急搬送・通信訓練（11:00～12:00 島根原子力発電所）

自衛隊のヘリコプターや松江市消防本部の救急車を使用し、発電所で発生した被ばく患者の搬送訓練を行います。

住民避難等訓練（9:30～14:00 鹿島・島根・法吉地区 ほか）

住民のみなさんの避難・屋内退避に必要な広報などの手順確認を行います。訓練参加住民の方が、各地区の集合場所に集まり、避難車両（自衛隊車両及びバス等）で広域避難所まで避難する訓練を行います。また、地区消防団による避難状況確認活動を行います。

災害時要援護者の避難訓練

住民避難訓練にあわせて、災害時要援護者の方の避難訓練を行います。

学校での避難等訓練（各訓練参加校）

学校、幼稚園及び保育所への情報伝達訓練を行い、屋内退避または避難訓練を行います。また、原子力防災の基本的な事項について防災学習を行います。

お問い合わせ

 島根県 消防防災課 原子力安全対策室

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL：0852-22-5278 FAX：0852-22-5930
E-mail：gen-an@pref.shimane.lg.jp
ホームページ：http://www.pref.shimane.lg.jp/genan/



平成21年11月13日(金)に 原子力防災訓練 を実施します



訓練の概要

島根県では、万が一の原子力災害に備えて毎年「原子力防災訓練」を行っています。今年度の原子力防災訓練は、国、島根県、松江市及び関係機関が一体となって災害対策にあたる総合防災訓練です。

実施日時

平成21年11月13日(金)

午前7時から午後2時まで

実施場所

島根県原子力防災センター、島根県庁、松江市役所・同鹿島支所・同島根支所、島根県保健環境科学研究所(原子力環境センター)、玉湯体育館、島根原子力発電所及び同周辺地域

主催／島根県、松江市

原子力防災のしおり

原子力災害は、地震、風水害、火災などとは違い、五感に感じることができず、身体への影響の程度や、どのように行動すればよいのかを自ら判断できません。しかし、原子力災害には異常を知らせる何らかの前ぶれがあり、地震や火災などと比較すれば、一般に多少時間に余裕があるといえます。原子力災害に対処するためには、放射線に関する知識などが必要ですので各自で勝手に行動せず、県や市の指示に従って行動することが大切です。

指示は早め早めから出されます。あわてず落ち着いて行動しましょう。

1 原子力緊急事態宣言が出たら

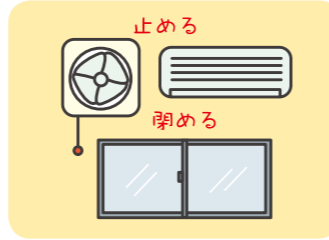
災害の情報は、松江市から広報車、有線放送、防災行政無線などを通じてお知らせします。また、県からはテレビ、ラジオなどを通じてお知らせしますので、詳しい情報を待ってしっかり聞いてください。



2 おくないたいひ 屋内退避の指示が出たら

すぐに、自宅など建物の中に入ってください。屋内にいれば、受ける放射線の量を少なくできます。

1 放射性物質が外から入ってくるのを防ぐため、ドアや窓を全部閉め、エアコン、換気扇などを止めてください。窓からは離れてください。



2 外から帰ってきた人は、顔や手を洗ってください。屋外で着ていた服は脱いで、他の衣類とは区別してビニール袋に入れ、袋の口をきちんと閉じておいてください。



3 放射性物質が付着しないよう、食品にフタをしたり、ラップをしたりしてください。



4 島根県や松江市などから、テレビやラジオなどによりそのときどきの新しい正確な情報をお知らせします。電話による問い合わせはできるだけお控えください。

3 おくないたいひ ひなん コンクリート屋内退避または避難の指示が出たら

コンクリート屋内退避の指示が出たときは、コンクリートでできた建物の中に入りましょう。避難が必要な場合には、松江市から避難の方法や場所などが指示されますので、指示に従い落ち着いて行動してください。

1 持ち物は最小限に限ってください。



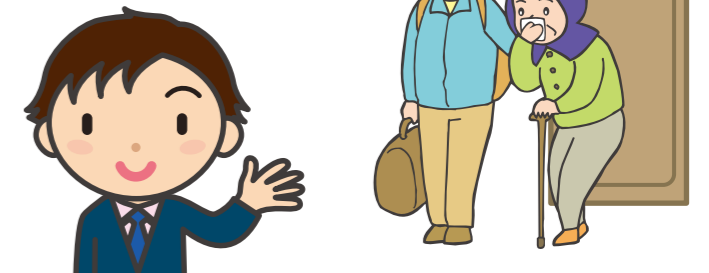
2 家を出るときは、ガス、水道などの元栓を閉め、窓やドアの鍵をかけてください。



3 ペットには、えさを与えておいてください。

4 やむを得ない場合以外は、電話をお控えください。災害時伝言ダイヤルは「171」番です。

5 隣近所にも声をかけ、病気や高齢の方を助けるなど、お互いに協力しましょう。



6 放射性物質の付着を防ぐため、雨合羽のように肌を露出しない服装で、集合場所まで徒歩で集まり指示を待ってください。避難の場合は専用車両で避難場所まで搬送いたします。



避難などの措置

- 住民の方が受ける放射線が、県の地域防災計画で定められた指標^②を超えると予測されるときは、対策として退避または避難の指示が出ます。
- 退避・避難には住民の方が受けると予想される放射線の量により①屋内退避、②コンクリート屋内退避または避難という2段階の措置があります。

①屋内退避は予測線量10~50ミリシーベルト、コンクリート屋内退避または避難は予測線量50ミリシーベルト以上など。

①屋内退避

放出された放射性物質が比較的少ないときは、自宅などの屋内に入るだけでも、放射線から防護されます。

②コンクリート屋内退避

コンクリートの建物は木造の建物よりも放射線をさえぎる効果が大きく、また気密性も高いので、放射線を受ける量を相当減らすことができます。

避難

避難は、人々が受ける放射線の量が、あるレベル以上になると予測された場合に行われる措置です。

避難の流れ

